

全農全国本部OB会 個人情報保護規則

2020年 4月 8日 制定

(目的)

1. 個人情報保護法に則り、全農全国本部OB会(以下当会という)における個人情報の取扱いに関する事項を定める。

(定義)

2. この規則において、各用語の定義は次のとおり

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人が識別できるもの

(2) 保有個人データ

当会が管理する個人情報データベース等を構成する個人情報で、当会が開示、訂正、追加、削除等を行うことができる権限を有する個人データ

(3) 従業員

就労形態を問わず、直接間接に当会の指揮監督を受けて当会の業務に従事する役職員(全国本部OB会役員、事務局、支部役員)

(適用)

3. 当会が現に保有している個人情報を対象とし、当会の従業員に適用する。

(利用目的の特定)

4.

- (1)当会は、個人情報取扱いに当たり、その取得・利用目的を原則として以下の項目に特定する。

ア. 会員資格の確認

イ. 会員データ収集・集計・管理

ウ. 当会の規約に定める目的・事業のための活用

- (2)当会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について本人に通知し、または公表する。

(目的外利用の制限)

5. 当会は、予め本人の同意を得ることなく前条で規定された利用目的達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。

ただし、法令に基づくとき、人の生命、身体、財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りではない。

(個人情報の取得)

6.

- (1)当会は、個人情報を取得するときは、その利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行う。

- (2)当会は、個人情報を取得した場合、予めその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表する。

ただし、利用目的を本人に通知し、または公表することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合はこの限りではない。

(保有個人データの適正管理)

7. 当会は、利用目的達成に必要な範囲内で、定期的に個人データを正確かつ最新の状態で管理する。

当会は、個人データの漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

(保有個人データの第三者提供)

8. 当会は、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで保有個人データを会員以外の第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産保護のために必要があり、本人の同意を得ることは困難な場合

(3) 全農および子会社が当会の事業を共同して行う場合

(保有個人データの開示)

9. 当会は、会員(当人含む)から保有個人データ開示の申し出があったときは、別に定める「全農全国本部 OB 会 個人情報データ利用規則」に基づき開示する。

ただし、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合、当会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合、他の法令違反となる場合はこの限りではない。

(個人情報保護管理体制)

10. 当会は、個人情報適正管理のため、会長を個人情報保護管理者として定める。

個人情報保護管理者は、管理実務を行う従業員を監督し、適切な管理を行う。

(従業員の義務)

11. 従業員は、本規則を遵守しなければならない。

本規則に違反する事実または違反する恐れがあることを発見した従業員は、その旨を個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(付則)

この規則は2020年4月8日から施行する。